

(旧・「京大上海センターニュースレター」)

京都大学経済学研究科東アジア経済研究センター

2010 年 6 月 28 日

## 目次

- 東アジアセンター協力会総会のご案内
- 京都大学東アジア経済研究センター 主催シンポジウム：  
「東南アジア市場で競合する中国と日本」
- 「京大東アジア経済研究センターと京都産業大学経済学部共同セミナー」のお知らせ
- 「中国経済研究会」のお知らせ
- OMA 中国東北・ロシア極東視察研修交流の旅へのご案内
- 光州事件とソウル五輪
- 社会主義中国の労使関係の未来像
- 【中国経済最新統計】(試行版)

会員各位

2010 年 5 月 24 日

## 東アジアセンター協力会総会のご案内

東アジアセンター協力会会長  
森瀬正博

私ども京都大学経済学研究科東アジアセンター協力会に日頃から格別なご高配を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、7月12日(月)に第7回総会を開催することとなりました。別紙のように大変魅力あるシンポジウムと合わせて開催いたします。万障繰り合わせの上、是非ともご出席いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

なお、シンポジウム終了後は例年どおり京都大学経済学研究科2階大会議室にて懇親会(参加費無料)を予定しております。こちらにも是非ご出席下さい。

記

日時 2010年7月12日(月) 午後1時～1時45分

会場 京都大学経済学研究科(法経東館)2階大会議室

以上

\*\*\*\*\*

## 京都大学東アジア経済研究センター 主催 シンポジウム 東南アジア市場で競合する中国と日本

共催 京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター

後援：京都大学東アジア経済研究センター協力会

2010年7月12日(月) 14時  
京都大学百周年時計台記念館国際交流ホール

司会 京都大学大学院経済学研究科教授 塩地 洋

14:00-14:15

挨拶 京都大学大学院経済学研究科長 田中秀夫

14:20-15:00

日本貿易振興機構(JETRO) 海外調査部長 高橋 俊樹 アジア新興国に於ける日本企業の市場戦略

15:00-15:40

トヨタ自動車 藤井 真治 永遠に期待される国から、本当に期待される国へ  
(元トヨタ・アストラモーター 副社長) —インドネシアの自動車市場の展望—

15:50-16:30

タマサート大学 講師 ソーポン・チタサッチャー タイにおける中国と日本の企業と製品

16:30-17:10

京都大学大学院経済学研究科 教授 大西 広 ラオスにおける中国商人の活動と摩擦

17:10

閉会挨拶 京都大学東アジアセンター協力会会長 森瀬正博

17:30-19:00

懇親会 法経総合研究棟2階大会議室

司会 京都大学東アジア経済研究センター協力会 宇野輝

開会挨拶 京都大学東アジア経済研究センター・センター長 劉 徳強

閉会挨拶 京都大学東アジア経済研究センター協力会 副会長 大森経徳

\*\*\*\*\*

## 「京大東アジアセンターと京都産業大学経済学部共同セミナー」のお知らせ

「中国経済研究会」の臨時会合として表題の共同セミナーを以下の要領で開催することになりました。ご関心のある方はぜひご参加ください。

時 間： 7月6日(火) 16:30~18:00

場 所： 京都大学吉田キャンパス・法経済学部東館3階第3教室

報告者： 朱 立峰(京都産業大学経済学研究科修士2年)

寺町信雄(京都産業大学経済学研究科教授)

テーマ： 「日中韓 ASEAN の対米輸出構造の比較—関志雄論文の拡張—」

(報告論文へのアクセス：<http://www.kyoto-su.ac.jp/department/ec/kenkyu/dis.html>)

(この件に関するお問い合わせは劉徳強(liu@econ.kyoto-u.ac.jp)までお願いします。なお、研究会終了後、有志による懇親会が予定されています。)

\*\*\*\*\*

## 「中国経済研究会」のお知らせ

2010年度第5回目(通算第12回目)の中国経済研究会は以下の要領で開催されますので、大勢の方のご参加を心待ちにしています。

第12回 中国経済研究会

時 間： 2010年7月20日(火) 16:30-18:00

場 所： 京都大学吉田キャンパス・法経済学部東館3階第3教室

報告者： 中川涼司(立命館大学国際関係学部教授)

テーマ： 「中国IT企業家の社会的形成モデル—サクセニアン・モデルの妥当性—」

注：本研究会は原則として授業期間中の毎月第3火曜日に行います。2010年度における開催(予定)日は以下の通りです。

前期：4月20日(火)、5月18日(火)、6月15日(火)、7月6日(火)、7月20日(火)

後期：10月19日(火)、11月16日(火)、12月21日(火)、1月18日(火)

(この件に関するお問い合わせは劉徳強(liu@econ.kyoto-u.ac.jp)までお願いします。なお、研究会終了後、有志による懇親会が予定されています。)

\*\*\*\*\*  
当東アジアセンター協力会の法人会員である(社)大阪能率協会アジア・中国事業支援室より恒例の海外視察旅行のご案内が来ていますので掲載させていただきます。当協力会の大森経徳副会長が団長でもあり、ご希望の方は6/30(水)までにお申込みください。(連絡先：大阪能率協会事務局 e-mail:[oma@crux.ocn.jp](mailto:oma@crux.ocn.jp) 又は fax: :06-6947-4369 先着30名様まで) (編集者)

## OMA 中国東北・ロシア極東視察 研修交流の旅へのご案内

企画運営：(社)大阪能率協会  
アジア・中国事業支援室  
旅行取扱：日本通運(株)大阪旅行支店

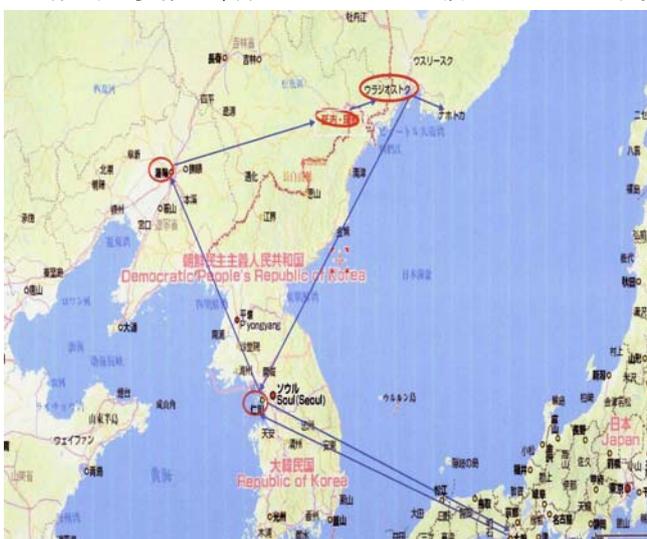
私たちの(社)大阪能率協会(OMA)アジア・中国事業支援室は、これまで6回、中国の沿岸部から内陸部の西安、成都、昆明更に、青海省、チベットまで中国主要各地の視察を終え、ここ2年間は、一転してインド・ネパール・ベトナム・カンボジアとアジア視察を行いました。本年は中国政府が昨年国家プロジェクトに格上げした中・朝・ロ3か国国境地帯の開発状況とロシア政府がアジアの時代を迎え、2012年のウラジオストクAPECを機に大発展を目論み、すでに東シベリア産石油の太平洋パイプライン、シベリア鉄道経由ナホトカのコジミノ港からの石油輸出も始まっているロシア極東地区の視察を企画しました。

遼寧省の省都瀋陽では、先ず日本総領事館を訪問し、中国政府の東北3省の開発方針並びに図們江開発計画の全容と日系企業の進出状況を伺います。3か国国境の街琿春市では、すでに4年前より進出している小島衣料の工場訪問と琿春市政府を訪問し、開発の当事者から国家プロジェクトとなった図們江地区開発の諸計画とその進捗状況を調査・確認致します。この中国政府の国家プロジェクト化に合わせ、北朝鮮政府も今年1月に、国境近くの羅津港を含む羅先市を国家開発区に指定し、すでに琿春-羅津港間の道路改修工事が始まっています。このため、中・朝国境の図們税関と圈河税関の視察も行います。

ロシアでは、先ず、2~3年前に大改修が終了し、コンテナ専用埠頭、自動車専用埠頭、一般貨物及びフェリー専用埠頭が完成した国境に近いザルビノ港(トロイツァ港)の視察を予定しています。リーマンショック前には、広島のマツダが完成車を週1000台、年間約5万台をこのザルビノ港からシベリア鉄道経由モスクワ等ロシア西部へ輸出していた港です。このザルビノ港はかねてより計画されている新潟との日本海横断航路の窓口港でもあります。

ウラジオストクでは、瀋陽と同じく、日本総領事館を訪問し、現地情勢を聴取するほか、シベリア鉄道の始発駅や港湾その他市内視察を行います。ナホトカでは、シベリア鉄道のコンテナ輸送の始発駅であるポストチヌイ港の大コンテナヤードを視察します。コジミノ港では、太平洋パイプラインとシベリア鉄道、タンクローリーで運ばれてきた石油の輸出港の視察を予定しています。

この他、瀋陽では、世界遺産の瀋陽故宮の参観もします。  
この機会に多数の皆様のご参加をお誘いいたします。



韓国、仁川空港視察も兼っています。



←シベリア鉄道  
ウラジオストク駅

ナホトカ・  
ポストチヌイ港→



- 日程： 2010年8月25日(水)～31日(火)7日間(行程は別紙)
- 費用： お一人概算 会員229千円、準会員237千円、非会員244千円(二人一部屋)、一人部屋追加料金 40,000円。 その他の諸条件は別紙「ご旅行条件」参照。
- 募集： 申込先着30名様まで

お問い合わせ・お申し込み

OMA 社団法人大阪能率協会 〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-5 マイドームおおさか 5階  
事務局 電話:06-6941-2709 FAX:06-6947-4369 E-mail:oma@crux.ocn.ne.jp

## 平成22年度OMA「中国東北・ロシア極東」視察研修交流の旅(7日間)

日 程 表

企画運営：(社)大阪能率協会アジア・中国事業支援室

日程	月日・曜日	都市発着	現時刻	便 名	予 定	食 事
1	2010年 8月 25日 (水)	関西空港発 仁川 着 仁川 発 瀋陽 着	13:35 15:25 17:00 17:45	KE724 KE833	昼、仁川を經由し瀋陽へ  着後、ホテルへ ＜瀋陽：瀋陽ケンピンスキーホテル泊＞	機内  夕：○
2	8月 26日 (木)	瀋 陽 瀋陽 発 延吉 着	19:20 20:25	CZ6621	朝食後、日本総領事館訪問 瀋陽故宮博物院など見学 柳条湖 九・一八歴史博物館視察 夕食後、瀋陽より空路延吉へ 着後、ホテルへ ＜延吉：延吉延辺国際ホテル泊＞	朝：○ 昼：○ 夕：○
3	8月 27日 (金)	延 吉 ～ 琿 春			午前、図們江、中・朝国境視察後、琿春へ 中国・ロシア物産市場視察 午後、小島衣料視察 琿春市政府訪問  ＜琿春：琿春盛威大酒店泊＞	朝：○ 昼：○ 夕：○
4	8月 28日 (土)	琿 春 ～ ウラジオストク			午前、圏税関中・朝国境視察 中・朝・ロシア3カ国国境視察 琿春税関通関 ポシエツト港、ザルビノ港視察後、 ウラジオストクへ  ＜ウラジオストク：ヒュンダイ泊＞	朝：○ 昼：○ 夕：○
5	8月 29日 (日)	ウラジオストク ～ ナホトカ			午前、市内シベリア鉄道駅 港湾2012年APEC準備状況等ウ ラジオストク視察 その後、ナホトカへ  ＜ナホトカ：ゴリゾント泊＞	朝：○ 昼：○ 夕：○
6	8月 30日 (月)	ナホトカ ～ ウラジオストク			終日、ナホトカポストチヌイ(大コンテナヤ ード)港、視察後、太平洋パイプライ ンの終点地コジミノ港(石油の輸出 基地、2009年12月より輸出開 始)へ その後、ウラジオストクへ ＜ウラジオストク：ヒュンダイ泊＞	朝：○ 昼：○ 夕：○

7	8月	カザハク発	14:50	KE986	朝食後、日本総領事館訪問	朝：○
	31日	仁川 着	15:20			
	(火)	仁川 発	19:15	KE721	空路、仁川を経由し帰国の途へ	昼：○
		関西空港着	20:55			機内

※上記の日程の発着時刻は、航空会社の都合等により変更になる場合があります。(2010年5月現在)  
 視察予定地は諸規制のある地域ですので、規制により入場視察出来ない場合もありますので、予め  
 お含みおき下さい。

ホテルは原則五ツ星、又は各地トップクラスのホテルです。

\*\*\*\*\*

## 光州事件とソウル五輪

18. JUN. 10

中小企業家同友会上海倶楽部代表

東アジアセンター外部研究員(協力会理事) 小島正憲

私は1987年から90年にかけて、韓国と深い関わりを持っていた。

ちょうどそのころ韓国は“漢江の奇跡”の延長線上で、めざましい経済発展を遂げていた。私はこの実態に着目しそれを解析するために、友人たちと共に徐載弼先生に学び、その結果を「恨の経済」(徐載弼著:日本経済評論社刊)として出版した。徐先生は戦前、ソウル帝大卒業後、日本の高等文官試験に合格、日本政府発令により京畿道金浦郡守に任官された。戦後、米軍政庁発令により京畿道安城郡守となり、李承晩政権時代には財務部会計局長(日本の大蔵省主計局長のような部署)の任にあり、朝鮮戦争を政府要職中に経験し、退官後は韓一銀行頭取、大韓証券取引所理事長、韓国プラスチック工業社長、韓国火薬グループ顧問などを勤められた。徐先生は当時、激動の韓国を生き抜き、身をもって体験した経済発展を語る事ができる第一人者であった。徐先生は日本語と英語にも堪能であり、前掲著はまず日本語で書かれ、日本で出版された後、韓国語に翻訳されソウルでも出版された。

同時期に私はバブル直前の日本の好景気の中で超人手不足に悩み、小島衣料の日本脱出を考えていた。先生との出会いは私の韓国進出決断を後押しした。私は徐先生にすべてを依託し、ソウルでの縫製工場を稼働させることになった。そのときちょうど韓国では、盧泰愚政権の民主化政策のもとでソウル五輪が開催され、国民を熱狂させていた。同時に韓国でも、超人手不足状態となりつつあり、労働争議の嵐が吹き荒れ始めていた。私の工場も例外ではなく、稼働開始直後から苦境に立たされ、私は韓国進出を悔やんだ。そのとき中国では天安門事件が発生し、世間の耳目を集めていた。それは私に9年前の光州事件を思い起こさせた。

1990年夏、私は韓国を撤退し、中国への工場進出を決めた。それから18年、中国は鄧小平の南巡講和を経て高度成長を遂げ、北京五輪を開催するまでに力をつけた。同時にさしもの13億人の中国も人手不足状態に陥り、胡錦濤政権は五輪開催を前にして労働契約法の改正に踏み切った。その結果中国でも私は、人手不足に悩まされ、激しい労働争議に巻き込まれかねない状態に遭遇することになった。

私はこのような韓国と中国での工場操業の経験から、光州事件からソウル五輪にいたる経過及びその結果と、天安門事件から北京五輪にいたる経過とその結果の両者が、きわめて相似していることに注目しているのである。今回は、光州事件とソウル五輪の関係を分析してみる。



### 1. 光州事件の真相。

1980年5月下旬、全羅南道光州市で、軍の空挺部隊と光州市民・学生が激しい市街戦を展開した。それは暴動という類のものではなく、数百人の光州市民・学生がほとんど全員、銃やダイナマイトなどで武装し、道庁にこもって軍と戦ったという点で、内戦に近いものであった。その結果、市民・学生の死亡207人、負傷2392人、その他の犠牲987人に及んだ(2003年政府発表)。これに対して市民団体は行方不明者や後遺症を含めた死者は606人と発表している(2005年)。軍・警察関係者にも26人の死亡、253人の負傷者が出たと発表された(1980年戒厳司令部)。

光州事件は1979年10月26日、朴正熙大統領が側近に射殺されたところから幕が開いた。それはあまりにも突然だったため、韓国軍部内は一時的に混乱したが、全斗煥国軍保安司令官が12月12日肅軍クーデターを敢行し、軍の実権を握った。他方、憲法の規定により大統領代行となった崔圭夏國務総理は、12月21日の大統領就任式で

「公明正大な選挙を早期に実施する」ことを宣言し、翌年の2月29日、金永三、金大中らの公民権回復を行った。この結果、国民の間には民主化の期待がふくらみ、韓国全土でデモが頻発し、事態は騒然となっていた。

学生運動は学園の民主化や軍事教練反対のための闘争を展開し、全国各地で街頭デモを行った。ソウルでは5月15日に10万人あまりの学生がソウル駅前に集り勢いをあげたが、市民の呼応が少なく軍隊の介入がうわさされたため、指導部は解散を決めた。後にこれは「ソウル駅回軍」として、革新陣営から非難的となった。しかしながら、光州では学生が引き続きデモを敢行していた。

5月17日、政治の実権を握ろうと窺っていた全斗煥らは、崔圭夏大統領の裁可を受け、金大中をはじめとする政治家や学生運動指導者、労働組合幹部らをいっせいに逮捕し、政治活動の停止、言論・出版・放送などの事前検閲、大学の休校などを盛り込んだ戒厳布告を発表した。この金大中の逮捕は、彼の出身であり政治的基盤である全羅南道の市民の蜂起をもたらし、ことに光州では「即時釈放」を求める市民や学生が決起し街頭デモを繰り返した。しかし同日、光州の学生運動指導部にソウルの学生運動指導幹部が警察に急襲され逮捕されたという情報が伝わり、光州の学生運動指導者たちはただちに光州を逃げ出し地下にもぐった。このとき麗水に身を隠した全南大総学生会会長の朴寛賢は、その後逮捕されたが、戦線離脱した心の痛みを抱えながら、獄中でハンストを繰り返し、29歳で死亡した。

5月18日未明、全斗煥らは第7空挺旅団の33・35大隊を光州に急派し、全南大と朝鮮大に配置した。早朝、校門前に集まった学生たちは、指導部を欠いており、事情が飲み込めないまま、軍に蹴散らされたが、再び光州駅前広場で隊列を整え、道庁に向かう錦南路をデモ行進した。これに対して軍は、学生たちを手当たり次第に殴り、服を剥ぎ取りトラックに放り込んだ。この日だけでも400人以上の学生が連行され、その多くが行方不明になったという。

5月19日、軍の蛮行に激昂した光州市民が加わり、デモ群集は2万人に膨れ上がった。衝突は21日まで続いたが、鎮まらない市民に対して、軍が一斉射撃を行ったため、駅前広場は血の海になった。これに対して市民たちは軍の武器庫を襲い、銃やダイナマイトを持ち出し武装して軍と戦った。市民側では退役軍人が指揮を執っていたといわれている。また市民たちの中には兵役経験者も多数いて、武器の扱いには慣れていたという。(私は、これが光州事件を市街戦にまで拡大させた大きな要因であると思っている)。この反撃に慌てた軍は、一時的に光州市内から撤退した。市民や学生たちは、全南道庁を占拠し籠城態勢をとった。

5月22日朝、光州市街はいわば解放区のようになり、市民の自主的な清掃活動や今後の戦いのための準備が始められた。市民・学生の中では、武装解除して政府との対話を方針とする穏健派と、武装闘争続行を唱える強硬派に別れ、激しく意見が戦わされた。25日、強硬派からなる新執行部がつくられ、再度の軍との衝突が不可避となった。(このときの穏健派指導者の金昌吉氏は、現在、木浦で個人事業を営んでおり、「当時の状況下で、市民の犠牲を最小限に減らそうとただで、10年間、誤解と非難を受けたが、なにも言わずに自分の生活だけを充実させてきた。共に苦労して被害を受けたもの同士が、互いに理解しようとする態度が不足している」と述べている。私は、これは貴重な発言であると思う。歴史上ではともすれば主戦・強硬派が目されやすいが、実際には穏健・妥協派の方に実利がある場合が多いからであり、光州事件も例外ではないと考えているからである。できれば近日中に金昌吉氏に会って、その存念を聞いてみたいと思っている)。

5月27日未明、軍は6000人を超える兵士を投入し、最後まで道庁に立てこもっていた250人あまりの市民・学生(10人の女性を含む)を攻撃した。市民軍は果敢に応戦したが、約1時間の交戦ののち鎮圧された。投降したものは容赦なく射殺された。こうして光州事件は市民や学生の多大な犠牲の上に終結した。この光州市民・学生の義挙は韓国独特の地域主義が影響を及ぼし、また情報も遮断されていたことから、ソウルなどの他地域には波及しなかった。この点で、全斗煥の策謀は成功したかに見えた。

↓《市民軍が立てこもった道庁》



現在、光州事件に関しては、その真相を伝える多くの本が発行されており、「光州5・18」というDVDも出されている。私はこのDVDを見ながら、幾度となく涙を流した。また光州市に足を運んで現場を歩いてみた。そこには光州市民の手で、光州事件を風化させないためと、激戦を思い起こさせる全南道庁や事件後多くの市民・学生が繋がれた獄舎など、多くの事跡がしっ

↓《全南大学内の記念館》



かり保存されている。記念館も随所に設けられており、日本語のパンフレットも取り揃えてある。そこには「5・18民衆抗争は民主主義の松明である。光州は民主、自由、正義の生きた教材である」と書いてあった。なお、韓国では光州事件を「5・18民衆抗争」とよんでいる。

## 2. 光州事件からソウル五輪への経過。

1980年9月、全斗煥は大統領に就任した。全斗煥はまず全力で経済の立て直しを図り、その結果、就任当時の経

済成長率マイナス4.8%、物価上昇率42.3%、貿易赤字44億ドルという状態を、1987年には経済成長率プラス12.8%、物価上昇率0.5%、貿易黒字114億ドル、国民一人当たりGNP3098ドル、国民総生産1284億ドルと、主要な経済指標のほとんどを上向かせることに成功した。この間の事情を徐先生は前掲著で次のように述べていた。「第5次5ヵ年計画(1982～86年)は、朴時代の高度成長政策によって累積された種々の問題点を一つ一つ解決していくこと、さらに経済を飛躍的に導いていくという『一面安定、一面飛躍』という野心的な政策を取った。また朴政権末期からようやく強くなってきたインフレーション傾向に対し、物価を抑えるという政策も一応成功をおさめた。計画最終年の1986年には、卸売物価の下落をふくむ前例のない物価安定をもたらし、年12～13%の経済成長率と45億ドルの国際収支の黒字という快挙をなしとげた」。

これらの経済面でのめざましい成果に自信を持ち始めた全斗煥は、「1983年末から翌年初めにかけて、『和合路線』と称して、反政府勢力に対する一連の宥和措置を発表した。光州事件以後の除籍学生の復学、学園自律化、政治活動規制解禁措置などがその内容だった。アジア大会(1986年)やソウル五輪(1988年)の開催地にふさわしい政権の正統性の樹立、有力政治家や宗教人からなる批判勢力の抱きこみ・体制内化と急進学生の孤立化などがこの和合路線によって描かれたシナリオだった。だがこの『和合路線』は、民主化運動を一気に活気づけることになった」(「韓国現代史」文京洙著 岩波新書)。

ソウルでの五輪開催は、全斗煥政権発足直後の1981年9月にIOCで決定されており、誘致計画自体は朴政権時代に策定されていたものである。全斗煥はこのソウル五輪を国威発揚、国民の団結の絶好の機会と捉え、同時に経済成長の負の部分から人民の目をそらせるために利用しようとした。しかしこの五輪開催は同時に全斗煥政権に政治・経済の民主化という外圧ももたらした。全斗煥は光州事件の当事者としての後ろめたさを持っており、早期にそれを払拭しておく必要があった。それが上述の「和合路線」の伏線になっていたといえるのである。

全斗煥政権のこの妥協は、その政権末期に、民衆運動を最高潮に盛り上がらせた。1987年6月には全国各地でデモがくりかえされるようになり、6月26日の「国民平和進行」には、34の都市と4つの郡で100万人以上が参加し、韓国現代史上、最大規模の反独裁民主化運動となった。その結果1987年、「6月29日、新軍部政権は、直選制改憲、拘束者釈放、言論の自由の保障、地方自治制の実施、大学の自律化、そして反体制運動の赦免・復権などを盛り込んだ『6・29民主化宣言』の発表を余儀なくされる。新軍部の敗北であった。翌年にソウル五輪を控えていたこともあって、6月抗争は、軍の投入による流血事態には至らなかった」、「6月抗争によって開かれた政治空間を舞台に7月から8月にかけてこの労働者たちの争議やデモが全国的に噴出した」(前掲「韓国現代史」)。

徐先生はこの間の事情を、「全斗煥政権末期には、学生デモが激化し、与野党の憲法論議が膠着状態となり、混乱と対立の解決策を容易に見出すことが困難な状態となった。そのさなか1987年2月、全斗煥氏は、彼が当初いていた平和的政権移譲という公約を無視するかのように、1988年のソウルオリンピックの後に改めて憲法論議をするのが、オリンピックを成功させるための唯一の方法であるということを理由に、暫定的に彼の政権をオリンピック後まで延長するという(少なくともそのような印象を受ける)提案をした。この提案は、学生デモに一般大衆が大挙参加するという結果を招いた。時の与党・民正党の代表であった盧泰愚氏は、党総裁であった全斗煥大統領にも事前協議をせず、『6・29措置』という英断を下し、野党の主張を全面的に収斂する大統領中心制憲法の制定、金大中氏を含む政治犯の政治的自由の回復などを中心とする民主的大譲歩を行った」(「恨の経済」と書いている)。

「6月民主抗争は政治の民主化だけでなく社会全般の民主化を促進した。経済発展の担い手でありながら経済発展の成果配分から疎外され、権力と事業主が要求するままに劣悪な条件で長時間労働を余儀なくされた労働者が自身の権益のために6月抗争直後から数多くの事業場で闘争を繰りひろげた」、「1987年6月29日から9月末までに発生した労使紛争は3311件であり、そのうち争議をともなった紛争は3235件、争議参加者は122万5830人に達した。韓国史上最大であるばかりか世界的にも稀有の出来事であった」(「韓国現代史60年」徐仲錫著 文京洙訳 明石書店)。

このような社会状況の中で、1987年12月、全斗煥の後継者として盧泰愚が大統領に選出された。盧泰愚は目前に迫ったソウル五輪を成功させるために、どうしてもこの社会不安を払拭しておく必要があった。また国民を団結させ社会を安定させるために五輪を利用しようとした。盧泰愚はまず光州事件を「民主化のための努力」であったとして、それまでの評価を一変させた。1988年9月、ソウル五輪で韓国は華々しく世界にデビューした。ソウル五輪で韓国は、金12・銀10・銅11を獲得し、メダル獲得数でソ連、米国、東ドイツにつぐ第4位となり、韓国人の自負心を大いに高め、盧泰愚の企図は達成されたかに見えた。

しかしソウル五輪の大成功にもかかわらず、韓国人民の光州事件への怒りは消えず、その年の12月、全斗煥はすべてを捨てて山中の寺へ隠遁せざるを得なかった。さらに引き続き労働争議の嵐は吹き荒れ、法外な賃金アップや過激な労働争議が繰り返された。これに嫌気がさした外資の撤退が続き、中小企業の倒産や海外転出などが相次ぎ、韓国経済は停滞局面に入っていくことになった。

徐先生は当時の状況を、「1987年5月以降、民主化の波に乗って、労使紛争が頻繁に起こったことがあった。それはすべての企業におよんだといってもいいほどで、相当な期間続いた。その原因は、勤労者のうちに民主的自己主張が生じたことによるものであった。これは賃金抑制策への反発や、あるいは労働組合結成への抑圧策への反動や、あるいは使用者の反倫理的横暴に対する反発などが複合的に絡み合って長年の膿がいつせいに噴出したも

のであった」「(恨の経済)」と書いている。

1987年から89年にかけて、労働者大闘争が全国の事業場と路上にあふれた。この期間に起きた労働争議件数は、それ以前10年間に起きた争議件数の合計の2倍に及んだ。1989年3月に起きたソウル地下鉄のストライキと蔚山現代重工業のストライキは、戦闘状況を彷彿とさせた。韓国の労使関係は戦闘的に急変し、国家競争力は弱まり始めた。そしてそれは1997年の通貨危機につながった。

1989年5月、私はソウル五輪の熱気がまだ残り、同時に労働争議の嵐が吹き荒れている渦中のソウルに工場進出した。私が進出を決めた理由はきわめて単純で、韓国女性の甘言に騙されたからでもある。その経過を詳しく知りたい方は拙著「アジアで勝つ」(1997年刊)を読んでいただきたい。私はその著書で当時の状況を振り返り、「韓国の縫製業界は、そのときすでに人手不足の状態であった。力のある管理者は従業員をひきつれて工場を転々と渡り歩いていた。いっそのこと、そのような人間に頼んで楽に人集めをしようかとも考えた。しかし日本人の私に百戦錬磨の彼らを使いこなせるはずもなく、思いなおして、徐秀麗と協力して一人ひとり求人して回った。そして、ようやくのことで、パートのおばさんを含め50人ほどの従業員がそろった」、「しかし、そのうち韓国の人件費が、うなぎのぼりに上昇し、日本の6割を越えるようになってきた。その結果韓国で生産をし続けるメリットがなくなってしまった。また本社からの持ち出しの方が多くなり、これ以上の経営を続けることが困難となってきた」、「その時期、韓国では労働争議の嵐がふきあれていた。衛生TVでは、韓国に進出していた日本企業が撤退する際、退職金のことでもめて、韓国人社員が日本の本社までおしかけ、門前で座り込みをするというような映像が報道されていた。それらをみるにつけ、はたして無事撤収できるか、私にはまったく自信がなかった。なにしろ私は一人であったから、大勢の韓国人につるしあげられることも覚悟していた」と書いている。

そんな私を見兼ねて、ある日、取引先であった三星物産の繊維部長が、三星傘下の韓国企業とセットでのインドネシアへの工場進出を勧めてくれた。地場の韓国の中小企業も賃金アップと労働争議に困り果て、韓国脱出を図っていたのである。そのとき私はすでに中国進出を決めていたので、その話には乗らなかったが、その韓国の中小企業は数か月後、予定通りインドネシアへ転出した。

### 3. ソウル五輪後の韓国経済

ソウル五輪を成功させた盧泰愚政権も、その後の民主化の流れに抗しきれず、自らの身の保全を考え、野党の金永三との合同という奇策を弄し、ここに「軍部執権勢力と穏健野党との大妥協」が成立し、その結果1992年12月、金永三が大統領となった。金永三はただちに政治・経済の民主化に着手し、経済面では金融実名制を電撃実施し、政治面では全斗煥と盧泰愚を逮捕し二人に囚人服を着せた。その間、韓国経済は毎年10%近い経済成長を遂げ、表面的には順調に伸びているように見えた。

金永三の任期が終わろうとした1997年末、突然、韓国の外貨準備が底をついてしまった。GDP 世界11位の経済大国が不渡りの危機に陥ったのである。1970～80年代に奇跡のような成長を遂げた韓国が、国家崩壊の危機に瀕したのである。この事実は、それまでの韓国の姿が砂上の楼閣であったことを証明した。韓国がこの危機に遭遇してしまった根源の一つは、光州事件からソウル五輪にいたる過程で、為政者たちが労使関係に適切に対処してこなかったことに求めることができる。

現在の韓国経済をどのように評価するかは、かなり見解が分かれるところであるが、徐先生は1987年の段階で韓国経済が克服しなければならない弱点について、「韓国はいま、1987年から始まった第6次経済5ヵ年計画に基づき、先進諸国の仲間入りをはたそうと国をあげて努力している。その場合、二つの大きな課題が前途に横たわっている。すなわち先進国にふさわしい資本力と技術力、この二つの大きな能力を自分の力でつけることができるかどうか、ということである。では、はたして韓国には、資本力と技術力はあるのだろうか？」と問いを発し、「韓国の金融機関は一般に、約30%の不実貸出金(不良債権)を持っている。この意味において、韓国経済の資本力はいまだ十分ではない。資本の創出能力は金融機関の不実性を除去しないかぎり、つくりえない。韓国の通貨、ウォンがいまだに国際為替市場に登場できない理由もここにある」、「60年代以降、韓国が急成長したかげには、もちろん、海外からの技術導入が大きな役割をはたしたことはまちがいない。しかし、自分の技術としてそれらを体得し、そこからさらに新しい技術を開発するという事は、当時、時間的にも、技術的にも不可能に近いことであった。韓国では基礎技術がなかったことに加え、自らの技術を開発するのに必要な人材や人力の確保はもとより、技術開発投資そのものが貧困であった。そういうわけで、当分のあいだ、韓国における自己技術の開発は望むことが難しく、今後の課題として残らざるを得ない」と、書いている。

この徐先生の指摘は、現時点の韓国経済にも当てはまるのではないだろうか。まず資本力については、1997年の東南アジア通貨危機に際して、韓国自体がデフォルト状態に陥り、IMFから巨額の資金援助を受けなければならなかった。またウォンも1980年には1ドル=580ウォンであったものが、1997年の通貨危機のときは2000ウォン台となり、その後持ち直したものの2009年には1600ウォン近くの安値をつけた。日本円がほぼ一貫して円高基調で進んでいるのと比較すると、ウォンはきわめて脆弱であると評価せざるを得ない。

次に技術力を見てみると、たしかにサムソンを中心とするIT産業はめざましい発展を遂げているが、その他の分野の技術力は日本を凌駕する位置までには至っていない。それは韓国からの製品輸出が増えれば、日本からの部品

輸入が増えるという構図が、いまだに続いているという事実を見れば一目瞭然である。つまり日本の部品供給なくして韓国の輸出はできないということである。しかも韓国の輸出合計の84%は、薄型テレビなどに代表されるわずか13品目で占められており、きわめて限られた商品が輸出を支えているということで、日本のように幅広い商品群を持っているわけではない。

最近、サムスンの巨大投資に代表される韓国経済の好調ぶりを評価する声が高いが、本当に韓国経済はそんなにすごいのか、真剣に検討してみる必要がある。その第一点はサムスンなどの投資が一点突破主義であることである。韓国企業の多くは、ここぞというときに巨額の投資を集中的に行うが、もしその過剰投資がはずれたら、いかにサムスンといえども命取りになりかねない。日本企業の場合は、今程度の投資ならば企業規模と売り上げ構成からいって、外れてもダメージにはなるが、一気に会社が行き詰るほどにはならない。

次に韓国ではベンチャー企業など、中小企業が育ちにくい。アジア通貨危機の際、政府主導で一業種一社に企業統合を断行し、生き残った会社の競争力を強くするように誘導した。しかも韓国には中小企業を積極的に支援する金融機関も存在せず、財閥企業でなければ高い金利(現在7~8%)を払わなければならない。その結果、韓国には巨大企業と零細企業という構図ができあがっており、中規模の企業が切磋琢磨して、伸びていく土壌が用意されていない。

さらに時の為政者たちは、光州事件の影を背負いながらソウル五輪を行わなければならなかったため、その過程で労働運動に対する譲歩を重ね、韓国の労使関係を「労使対決型」にさせてしまった。その負の遺産は現在にいたるも解決していない。

#### 4. 労使協調

徐先生は、労使関係について、下記のように書いている。

「使用者と労働者とは、対立関係にありながら、しかも協調関係にある、という二律背反的關係を持っている。そこにはおのずから難しい問題が含まれている。使用者がもっぱら自分の利益のみを追求することになれば労働者に犠牲を強いることになり、反対に労働者が自分の利益にあくまで固執するなら、企業の存立そのものを危うくすることになる。両者とも、結局は不利益になるという結果に陥る前に、両者の主張の接点を発見し、協調を維持し、労使関係の安定のために、相互に努力しなければならない。企業において使用者は、労働者が最大限の能力を発揮することができるように配慮しなければならない。労働者は適正で合理的な報酬を企業から引き出し、自分と家族の生計と将来の生活設計に不都合が生じないように努力しなければならない。それが引いては企業の安定と成長をもたらすのである」、「日本では毎年、春闘という恒例の闘争が行われるのであるが、結局は話し合いによる、双方の歩み寄りで解決している。この日本的解決は、一つの型として定着している、といえよう。韓国における今後の労働問題も、話し合いによる協調をさせて通ることは絶対に不可能である」(「恨の経済」)

日本の春闘が模範になるかどうかはともかくとして、徐先生の忠告にもかかわらず、韓国ではいまだに労働者が労使関係において、「労使対決型」を押し進めている。光州事件とソウル五輪の後遺症から、いまだに脱却できていないということである。

※上記の拙論には、下記の著作から多くの引用をさせていただいた。

- ・「恨の経済」 徐載軾著 日本経済評論社
- ・「韓国現代史」 文京洙著 岩波新書
- ・「韓国現代史60年」 徐仲錫著 文京洙訳 明石書店
- ・「韓国現代史」 木村幹著 中公新書
- ・「韓国歴代大統領とリーダーシップ」 金浩鎮著 つげ書房新社
- ・「光州 5月の記憶」 林洛平著 高橋邦輔訳 社会評論社
- ・「光州事件で読む現代韓国」 真鍋裕子著 平凡社

以上

\*\*\*\*\*

### 社会主義中国の労使関係の未来像 —多発するストに日本人経営者はいかに対処すべきか—

25. JUN. 10

中小企業家同友会上海倶楽部代表  
東アジアセンター外部研究員(協力会理事) 小島正憲

中国では労働者の攻勢が日増しに強くなってきている。おそらく予想通り、今年の後半、中国ではストの嵐が吹き荒れるだろう。私は前々回の通信で、「なぜ中国がこのような『労使対決型』の労使関係に陥ったのか、また今後中国はどうなるのか」について詳しく分析しておいた。さらに前回の通信では、韓国の「光州事件とソウル五輪、そして IMF 危機の経過と結果」を詳しく論じることによって、その相似性から、「北京五輪と天安門事件、そして今後の中国」を類推・考察できるようにしておいた。今回は中国で日本人経営者が、ストなどの労使紛争に巻き込まれた場合の対処法

を具体的に論じ、同時に社会主義中国のあるべき労使関係に言及する。

※なお、下記に私が述べるスト対処策以外の妙手をお持ちの方は、ぜひご教授願いたい。

連絡先→中小企業家同友会上海倶楽部事務局。

## 1. スト対処方法：模範回答編。

日本人経営者はストライキが発生する前に、下記の手を打っておく必要がある。

### ①経営の現地化は必須条件。

日系企業では、昔から「現地企業の経営は現地中国人に任せなければならない」（いわゆる現地化）と言われ続けてきたが、残念ながら現実にはそのような企業は多くないようである。今回ストのあった広州のホンダ傘下企業では、「日本人幹部がわれわれの50倍もの給与を取っているのは納得できない」と抗議の声があがったという。人間として差はなく、経営力などもさして大きな差がない日本人が、日本人というだけで現地企業の幹部として超高給を取っていれば、彼らから非難の声があがるのは当然である。経営者を含めて企業の幹部を全員現地化していれば、これだけの給与格差は生じず、労働者の怒りの対象にもならなかっただろう。

したがってこのような現地労働者の抗議の声をかわすために、日本人の給料は現地企業から取らないことにしなければならない。どうしても日本人が経営に関与しなければならない場合でも、日本の本社で給与を支払うシステムにしておかなければならない。ただしこの方法を取ると、日本の国税から現地企業に対する寄付行為と見なされ、損金不参入・経費否認とされる可能性があるので注意が必要であり、またその企業で生産したものを日本に輸入しようとする場合は、その給与分が関税評価額に加算されることがあるので、これまた注意を払っておかねばならない。さらに中国側でも、常時駐在ということになると、日本の所得に課税されることになるので、滞在日数を年間通算182日未満に抑えておかねばならない。 ※これらの詳細については、中小企業家同友会上海倶楽部事務局にお問い合わせください。

### ②「労使協調」体制の確立を目指せ。

6月18日の日本経済新聞は、中国の労働紛争急増に関しその対処策として、経済教室欄で笠原清志立教大学教授の所論を載せている。同教授の結論を下記に書いておくと、まさにそれは優等生の模範解答である。

このような時にこそ、日系企業の経営者は、労組(工会)法に抵触しない範囲で労組が一般労働者の意見を代表するようにして、労使が直接協議できるようにすべきである。そして、自らの企業の経営理念や社是、社訓を明確に示し、それを経営活動の基本にすべきである。そのような理念や目標に対する共感や同意なくして安定した労使関係を形成することはできない。

私が長年所属してきた中小企業家同友会は、日本の高度成長の時代に幾多の労使紛争に揉まれた。そこから得た教訓をまとめ、1975年1月、「中小企業における労使関係の見解」を発表した。その一部分を以下に紹介しておく。

最近の経済的、社会的環境は、中小企業の労使間にするどい矛盾をひきおこす要因をもちこんでいます。我々中小企業をとりまく情勢や環境は、ますますきびしさを加え、その中で中小企業経営を維持し発展させることは並大抵のことではありません。しかし、だからといって我々中小企業経営者が情勢の困難さを口実にして経営者の責任を十分果たさなかったり、あきらめたり、なげやりにすることが間違いであることはいまでもありません。経営者は「中小企業だから、なにもいわなくても労働者や労働組合はわかってくれるはずだ」という期待や甘えは捨て去らねばなりません。これでは自らの責任を果たしているとはいえないのです。経営者としてやらねばならぬことは山ほどありますが、なによりも実際の仕事を遂行する労働者の生活を保障するとともに、高い志気のもとに、労働者の自発性が発揮される状態を企業内に確立する努力が決定的に重要です。

中小企業経営者と労働者は経営内において雇用と被雇用の関係という点で立場がまったくちがうわけですから、労使の矛盾や紛争がまったくなくなるということは決してありません。労使は相互に独立した権利主体として認め合い、話し合い、交渉して労使関係を処理し、生産と企業と生活の防衛にあたっては、相互に理解しあって協力する新しい型の労使関係を作るべきであると考えます。このような中小企業における労使関係が成立する条件はいま、社会的に成熟しつつあります。

中小企業経営者はこのように、積極的に正しい労使関係の確立に努力をし続けてきた。一方、大企業の経営者も懸命に努力を続けた。この状況を飯田経夫先生は「経済学の終わり」(1997年刊)の中で、次のように語っている。

若いときに勉強した「マル経」の教えを旨としつつ、仕事としてはカネ儲けに励み、つねになにがしかの罪の意識に苛まれながら、自らの行為を律した財界・経済界のリーダーが、過去にはかなりいたという事実は、まことに感動的だと私は思う。

私はこれらの先輩日本人経営者の思想や姿勢が、日本の労使関係に「労使協調型」を定着させたと考えている。まさに今、現代に生きる日本人経営者は、かつて日本が歩んできた道を中国で再現し、「労使協調」体制を確立しなければならないのである。

### ③日本人経営者は清貧かつ清廉潔白であれ。

私は企業経営に携わって40年余、「酒・タバコを一切たしなまず、カラオケ・ゴルフ・パチンコ・マージャンその他一切の遊興・賭け事にふけらず、一切のぜいたく品を持たず、自宅もなく自家用車もなく、飛行機はエコノミークラス・新幹線は普通指定席、海外のすべての工場で労働者と起居・飲食をともし、現場で率先して現地の中国人よりも汗を流して働いてきた。しかも女性関係はきわめて潔白であり、他人からいわれのない金品を受領したことは一切ない」と公言し続けてきた。「この私に見習え」とは言わないが、日本人経営者はすべからず「清貧の思想」(中野孝次著)を熟読玩味し、かつ拳拳服膺し、自らの行動を厳しく律すべきである。そうしなければ、中国人労働者との間に真のコミュニケーションを作り上げることなどはできないし、「労使協調」の実現はとうてい不可能である。

以上が性善説に基づいたスト対処法の模範解答である。ただし6月20日の日経新聞の詩歌教養の欄で、瀬戸内寂聴氏の「大金持ちだった中野孝次」という文章を読んで、私はびっくり仰天した。しばらく沈思黙考した後、どうしても性悪説に基づいたスト対処法を書かねばと決心した。次に劣等生の私が、現実のスト対処ノウハウを書き連ねる。

## 2. スト対処方法：現実戦術ノウハウ編。

日本人経営者がいくら努力をしたとしても、現在の中国の状況下では、それでもストライキは起きる。不幸にして、もしストライキが発生した場合、私は下記のような戦術を取ることを勧める。経営が現地化されていても、実権を日本人経営者が握っている場合は、同様である。

### ①無駄な抵抗はするな。

もしストライキなど労働者の集団示威行為に遭遇したら、日本人経営者はすみやかに妥協することである。なぜなら絶対に勝ち目はなく、紛争がこじれた場合、拉致監禁されるという最悪の事態にいたることもあるからである。現実には昨年、北京松下では日本人総経理が6時間超、総経理室に監禁された例もある。

労働者側は超人手不足を背景にしているだけに、絶対に負けない。もしストライキの結果、会社側が要求を呑まなければ、さっさと会社を辞め転職が可能である。そうすれば要求した賃上げ分ぐらいは簡単に待遇を上げることができる。

普通、労働者のストライキに対する経営者側の対抗戦術はロックアウトである。ところがこの戦術を超人手不足状態が続く現在の中国で行った場合、労働者は簡単に離職し、次の職場に移ってしまう。その結果、経営者側がストに勝ち、操業再開し、新規に労働者を募集してもおそらく応募者はゼロに近く、企業は開店休業、倒産の憂き目に会うことになるだろう。したがっていずれにせよ勝っても、苦境に立たされるわけだから、「無駄な抵抗はせず、早めに妥協する」ことが得策である。また日本人経営者の中に、ストライキを戦った経験者がいないことが、さらに大きな弱点となるだろう。おそらくロックアウトなどといっても、その言葉すら聞いたことがない人たちが多くのではないか。日本人の中で、ストライキを戦ったことがあるのは60歳代以上であり、すでにこの年代は現役を引退して年金生活に入っている人が多い。日本人経営者はこの人たちを臨時顧問に採用して、ストライキに対処すればよい。この人たちの中には、青春時代に命の危険も顧みずストライキなどの修羅場をかいぐって来た人もいるので、場合によっては中国戦線で身代わりになってくれるかもしれない。

企業で労働争議が起きた場合、警察を含む地元政府は基本的に干渉しない。むしろ紛争の拡大を怖れて、労働者側の味方の顔をする。前掲の日経新聞の笠原教授は、「この数年、中国では行政が警察力を背景に労働争議やストライキに介入し、解決しようとする傾向が強まっている」と書いているが、これは誤りである。すでに5年ほど前から、警察や労働局などの地元政府は、労働争議には干渉しないということを暗黙のルールとしている。これは私が中国各地に点在している私の工場群の地元政府の動向をウォッチした結果でもある。ただし労働者側が器物損壊や人身に危害を加えるような行動に出た場合にのみ、警察などが介入する。このような事例は労働争議の氷山の一角であるが、すぐにマスコミが記事として取り上げるので、それを笠原教授が誤解されたのではないかと思う。

また最近中国政府の地方政府は、地場の最低賃金をかなり押し上げ、労働者の懐を暖め、その分を消費に向けさせ、内需拡大のための後押しをしようとしている。

日本人経営者が、「無駄な抵抗をせず、妥協」しても、さらにその後に苦境が待ち構えている。労働者側がこの成功体験に味をしめ、2次・3次のストに打って出る可能性が大だからである。また工場内で労働者たちの顔が大きくなるので、日本人経営者が苦心惨憺して作り上げてきた工場内規律は守られなくなり、品質は限りなく落ちていく。

飯田経夫先生は、10年以上前に、前掲著でいみじくも下記のように語っている。これは日本の高度成長期の労働者に対して述べられたものだが、まさに今回の中国の労働者の状況をピッタリ言い当てている。私は学者である飯田先生の、この性悪説に立った率直かつ透徹した見方に、驚嘆せざるを得ない。

ケインズ主義と福祉国家の到来によって、「失業と飢えの恐怖」がなくなると、「ヒラの人たち」(労働者)は、それまでは心中深く秘していた不平不満を、心おきなく言動に表して、やたらに文句を言ったり、サボったりするようになるだろう。「辞めてくれ」といわれれば、さっさと辞めて、しばらくは失業保険にぶらさがることできるし、そうでなくても探せば他に仕事はいくらでもある。さらには、「失業と飢えの恐怖」のもとでは、そもそも心に不平不満を抱くゆとりすらなかったのが、いまやそうするゆとりができたという面もあるだろう。こうして職場の規律は失われ、労使関係は以前よりも悪化し、とげとげしくなると、生産性はなかなか上がらないだろう。人間とは、「失業と飢えの恐怖」で脅迫し続けなければ

働かないものだ—という人間観はいかにも寒々としているけれども、この種の「先進国病」症候群は、随所で観察されるようになったものと考えられる。

### ②36計逃げるに如かず。

中国では愛国主義教育の結果、一般に日本人は嫌われている。したがって日本人経営者が企業の表に出ている場合は、労働争議のターゲットになりやすい。私は危機に遭遇した場合、「36計逃げるに如かず」の戦術を取ることをお勧めする。

日本人経営者が雇われ経営者の場合、中国の現場でしたたかな労働者と戦って男を上げようとするよりも、会社をやめる選択や転職および起業の用意をした方がよい。中国ではどうせ勝てないし、負けて本社に戻っても「負け犬」の烙印はその後もついて回り、多分よほどのことがない限り、出世は無理だと思っただけである。雇われ経営者ならば、個人資産を失うわけではないから、身の安全と将来を保全した方が得策であると考え。本社は火消しのために、ストライキに強い次の人材を送り込んでくるから、心配は無用である。

しかしオーナー経営者の場合は別である。すでに日本の会社を売り払って、中国に全財産をつぎ込んでいる場合も多いからである。この場合は中国にある企業を「売って逃げる」ことをお勧めする。この戦術を取る場合でも、日ごろからの準備が肝要である。なによりも現地企業が無借金であることが必要であり、同時に地元政府や取引業者との間で、売却する際に行動が規制されるような法的・人的しがらみがあってはならない。さらに売り先の目星もつけておかなければならない。日本および他国での起業の準備もしておかねばならない。その上で、できるだけ高値で売って逃げればよい。もしこれらの準備が間に合わなかった場合、またどうしても売れなかった場合には、1円で他人に譲渡するという奥の手を使えばよい。つまり全投資分を中国に差し上げて、日本に帰るということである。

余談だが、このようにして中国進出の日本人経営者が全投資分を中国に置いて帰れば、その総額は今ではおそらく4～5兆円に及ぶのではないかと思う。かつて私は「中小企業の対中戦後賠償(1兆円)方策」(拙著「中国ありのまま仕事事情」所収)という小論を書き、これで対中戦後賠償を代替させ、完結させればよいと提言しておいたが、まさにその時期が到来したのである。ただし日本政府なにかんずく国税庁は、この1円売却の結果の全投資額について、その契約が間に合わず中国側のサインがないような場合でも、無条件で損金参入を認めるべきである。

### ③撤退保険に加入しておくこと。

日本人オーナー経営者がすべてを捨てて日本に逃げ帰った場合、一文無しでは再起不能となる。したがって事前に撤退保険に加入しておくことを勧める。中国に捨ててきた全投資額を、日本で保険会社から受け取れる仕組みを作っておけばよいのである。

一般的に言って、中国に所在する人や物については、中国外の保険会社で引き受けることはできない。中国内の保険会社ならば引き受けることは可能であり、財産保険のオプションとして、暴動・ストライキ・騒擾などで対象物が破壊された場合は補償される。しかし操業停止や撤退による損害はカバーされていないし、もし該当しても人民元での支払いとなる。日本の民間保険会社に中国での保険加入手続きを依頼することも不可能ではないが、地域が限定され、なおかつ中国の現地保険会社への再保険となる。

撤退保険に該当するものは、「独立行政法人日本貿易保険」の「海外投資保険」であるが、この法人の保険金支払い窓口である債権業務部担当者の見解は、「中国全域でのストライキ、あるいは省全体でのストライキが起きた場合で、株式や配当金の支払い請求権を外国政府(地方政府も含む)に奪われた場合、あるいは不動産、設備、原材料などに関する権利、工業所有権など、事業の遂行上で特に重要なものを外国政府により侵害されたことにより事業継続不能、破産手続きの決定、銀行による取引停止、3か月以上の事業の休止に陥った場合、そのリスクを填補する」というものである。

このお役所的な見解からは、今回のような個別的なストライキの場合は保険の対象にならないということのようだが、「中国全域あるいは省全体のストライキ」と個別のストライキの区分が、量質ともに明確に規定されているわけではない。さらに今後、ストライキが省全体に拡大することがあり得る。したがってこの保険に加入している中国撤退企業が丸一丸となって、この独立行政法人に陳情すれば撤退時の補償を受けることは可能ではないかと考える。

なお、民間保険会社でも、この分野に大きなニーズがあることから、近日中に必ず該当商品を開発し売り出すにちがいない。もしそうなれば、少々高額でも必ずその保険に加入しておくべきである。

### ④子飼いの中国人幹部を見捨てるな。

以上が日本人経営者に伝授できる私の一般的スト対処法のすべてであるが、最後に日本人経営者が撤退に際して、絶対に行っておかなければならないことを記しておく。

それはそれまで日本人側に付いて懸命に努力してくれた、いわば子飼いの中国人幹部のアフターケアである。日本人経営者は彼らを絶対に置き去りにしてはならない。もし彼らの身の安全や財産の保全の確保が間に合わなかったときは、日本人経営者は自ら人質になって、まず彼らを逃がすべきである。このようなときにこそ日本男児の気概を示し、最後まで責任を取るべきである。この点で、2008年2月、煙台の韓国企業の韓国人経営者が行ったように、無責任であってはならない。彼らが置き去りにされた場合、「日本人の犬」・「裏切り者」と蔑まれて、きわめて不幸な人生を歩まなければならないからである。

もっとも撤退を想定して、事前に子飼いの中国人幹部への配慮を行っておくべきである。危機に際してジタバタし

でも手遅れである。日本やカナダ、オーストラリア、英国などの永住権を取らせておくのも、その一つである。

※撤退に関する相談(売却方法・撤退保険加入方法・中国人のアフターケア方法)なども、当上海倶楽部事務局にお問い合わせください。

### 3. 労働法・株式会社は過去の遺物。

人間を労働者と資本家という2種類に分ける手法は、マルクスの発明品である。現代資本主義社会に生きるわれわれも、残念ながらこのマルクスの発明品に大きく規制されている。それが証拠に、先進資本主義国の労働法は、いずれも使用者(経営者=資本家)と労働者を2分し、それを法的に対置している。

私は使用者(経営者=資本家)と労働者は相互乗り入れ可能であると考えているし、階級として固定されたものではないと考えている。労働者が脱サラ起業すれば使用者(経営者=資本家)となるし、それが倒産すれば彼らは労働者に戻るわけである。したがって私は人間を労働者と資本家に2分して考えるのは現実的ではないと考えるに至っている。昨日まで労働者であり味方であった人間が、ある日突然、敵対的な資本家になるというストーリーには、どうしてもなじめないからである。

私は2年前に、わが社の全役職を辞め、オーナー(会社の株の大半を持つ株主)になり、会社の経営とは無縁の人間となった。いわば所有と経営の分離を行ったのである。そしてオーナーの身分になった私は、奇妙なことに気がついた。わが社の経営を任された後継経営者は、きわめて優秀であるがいわば雇われ経営者であり資本家ではない。したがって運悪く経営状況が悪化すれば、ただちに首をすげ替えられる運命である。いわば無権利状態なのである。取締役役も同様である。経営者が労働者を理由無く解雇すれば裁判に訴えられ、労働法で守られている労働者が勝つ。ところが雇われ経営者はオーナーから不当に首を切られても対抗手段はなく、必ず負ける。またオーナーは何の罪にも問われない。雇われ経営者は資本家階級に属し、労働法で守られていないからである。

有能な雇われ経営者がオーナーの一時の感情でその職を解かれ、その後、無能な経営者が選任されれば会社は倒産の憂き目にあうことになるし、労働者は路頭に迷うことになる。そもそも労働法は労働者の生活を守るためにある。しからばオーナーの暴挙から労働者の生活を守るためには、雇われ経営者を労働法で守らなければならないこととなる。労働者にとっては、雇われ経営者を資本家階級ではなく、労働者階級の範疇に入れることが得策ということになる。そうしなければ労働者の生活を守ることはできない。最近、私はこんなことを考えている。

それでもわが社のような古典的株式会社では、悪徳オーナーの顔が具体的に特定できるので、その暴挙を人道面から弾劾し窮地に追い込むことが可能である。しかし現代資本主義の株式会社においては、機関投資家という得体の知れない怪物に牛耳られ、個々の株主=オーナーの醜い顔はまったく表面には出てこない。それどころか労働者たちも結構株を買っており、つまりオーナー自体が労働者大衆であるという珍現象さえ生まれている。結果として社会的に無責任な集団(中には労働者の集団さえそのバックになっている場合もある)が、経営者の首を勝手に切り、労働者を路頭に迷わせているのである。

奥村宏氏はその著書「株式会社に社会的責任はあるか」(岩波書店刊)の中で、「株式会社そのものを変えていくことが必要である」と主張している。それを以下に紹介しておく。

株式会社は19世紀後半に近代株式会社制度が確立したあと、資本家大株主が支配する第1期、20世紀になって株式分散による経営者支配が行われる第2期、そして1970年代以降、機関投資家に株式が集中する第3期というように変化してきた。現在は株式会社の第3期の末期にあり、株式会社の矛盾が表面化し、それは危機に陥っている。

株主主権の原則はもはや崩れてしまっているのだから、それにかかわって従業員主権にしていくということが考えられる。それは従業員が株主になるという形でこれまで試みられてきたが、それは成功したとはいえない。株主総会に代わって、従業員総会によって経営者を選ぶということも考えられる。この点ではドイツの共同決定法がひとつの実験であったが、これも成功しているとはいえない。一部の学者のように、日本の会社は従業員主権になっているという者もいるが、従業員出身の人が社長になったからといってそれは従業員主権ではないし、従業員を大事にする人本主義だから従業員主権ということにもならない。

株主有限責任という株式会社の原則を成り立たせる条件が崩れ、無責任社会になっているが、そうであるとすれば株主有限責任という制度そのものを考えなおす必要がある。それはすなわち株式会社に代わる企業を作っていくことである。

このように資本主義世界の根幹である株式会社と労働法は、すでにまったく形骸化しており、論理的に破綻した過去の遺物となっているのである。

### 4. 社会主義中国の労使関係の未来像。

そもそも社会主義中国は資本家階級の根絶と、その結果として、労働者階級そのものも揚棄することを目指していた。今こそ社会主義中国は、その原点に立ち戻るべきなのではないか。株式会社法や労働法は外資が持ち込んだ誤った概念であり、すでに破綻した過去の遺物である。社会主義中国は、株式会社に変わる組織を創出し、労使概念をなくし、労働法をなくすことを目指すべきなのではないだろうか。

---

奥村宏氏は前掲著で、株式会社の変革について下記のように述べている。

国家についてはこれまた多くの国家論があり、ファシズムや民主主義、あるいはナショナリズムについて人々は盛んに議論してきた。そして家族についても多くの議論があったが、株式会社そして企業についての哲学的な議論は全くといってよいほどなかった。あるとすれば会社をいかにして活性化するか、いかにして利益を増やすかというような議論ばかりで、人間にとって企業とは何かというような根本問題は議論されてこなかった。

ベルリンの壁崩壊以後、体制論が消えていくとともに人類は思想の貧困状態に陥った。これを突破して新しい地平を開いていくためには、人間にとって企業とは何か、そしてどのように企業を変えていくべきかということの問題にする必要がある。

「法人である株式会社の責任は、まずなによりもその代表者である経営者がとらなければならない」。これが本書での私の主張であるが、そのためには株式会社という企業のあり方を変えていかねばならない。そのような企業改革の思想が、いま求められているのである。

問題はだれがその変革の担い手となるかということであるが、奥村宏氏はこの点について下記のように付けくわえている。

会社が経営危機に陥ったり、倒産した場合、労働組合はできるだけ賃金や退職金を確保しようとするだけで、経営危機に陥った会社をどのように立て直していくかということは考えない。「それは経営者や銀行が考えることで、われわれには経営のノウハウもなければ経験もない」とはじめてから問題にしない。これでは会社側の提案に乗るだけで、企業改革にはつながらない。

このように奥村宏氏は変革の担い手を労働者には期待していない。しからばだれがこの担い手となるのか。

私はオーナー（国家）の委託を受けて、労働者の代表が経営を行う（使用者になる）というシステムを提言する。しかもこれに期限を設定しておいて、一度使用者になった者も次には労働者に戻るというシステムにしておく。つまり労使をローテーションさせ、すべての労働者に資本家（経営者＝使用者）と労働者を体験させるのである。いわば人為的に労働者に資本家になる機会を提供し、労使の階級の垣根を取り除くのである。これは結果として貧富の格差を取り除くことにもつながる。私はこれが究極の「機会の平等」の保証であると考えている。もちろん実施にあたっては、幾多の困難があることは承知の上である。

中国は大国なので全国的にこのような実験を行うことは、毛沢東の大躍進政策の轍を踏む可能性があり、危険である。したがって特区を作って実験をしてみればよい。私は許されることならば、小国キューバに投資して、縫製工場を作り実験してみてもよいと思っている。私に残された時間はもう少ないが。

以上

## 【中国経済最新統計】（試行版）

上海センターは、協会会員を始めとする読者の皆様方へのサービスを充実する一環として、激動する中国経済に関する最新の統計情報を毎週お届けすることになりましたが、今後必要に応じて項目や表示方法などを見直す可能性がありますので、当面、試行版として提供し、引用を差し控えるようよろしくお願いいたします。 編集者より

	① 実質 GDP 増加率 (%)	② 工業付 加価値 増加率 (%)	③ 消費財 小売総 額増加 率(%)	④ 消費者 物価指 数上昇 率(%)	⑤ 都市固 定資産 投資増 加率 (%)	⑥ 貿易収 支 (億 <sub>ドル</sub> )	⑦ 輸出 増加率 (%)	⑧ 輸入 増加率 (%)	⑨ 外国直 接投資 件数の 増加率 (%)	⑩ 外国直 接投資 金額増 加率 (%)	⑪ 貨幣供 給量増 加率 M2(%)	⑫ 人民元 貸出残 高増加 率(%)
2005年	10.4		12.9	1.8	27.2	1020	28.4	17.6	0.8	▲0.5	17.6	9.3
2006年	11.6		13.7	1.5	24.3	1775	27.2	19.9	▲5.7	4.5	15.7	15.7
2007年	13.0	18.5	16.8	4.8	25.8	2618	25.7	20.8	▲8.7	18.7	16.7	16.1
2008年	9.0	12.9	21.6	5.9	26.1	2955	17.2	18.5	▲27.4	23.6	17.8	15.9
2009年	8.7	11.0	15.5	1.9	31.0	1961	▲15.9	▲11.3	▲14.9	▲16.9	27.6	31.7
2008年												
5月		16.0	21.6	7.7	25.4	198	28.2	40.7	▲11.0	38.0	18.0	14.9
6月	10.4	16.0	23.0	7.1	29.5	207	17.2	31.4	▲27.2	14.6	17.3	14.1
7月		14.7	23.3	6.3	29.2	252	26.7	33.7	▲22.2	38.5	16.3	14.6
8月		12.8	23.2	4.9	28.1	289	21.0	23.0	▲39.5	39.7	15.9	14.3
9月	9.9	11.4	23.2	4.6	29.0	294	21.4	21.2	▲40.3	26.0	15.2	14.5
10月		8.2	22.0	4.0	24.4	353	19.0	15.4	▲26.1	▲0.8	15.0	14.6
11月		5.4	20.8	2.4	23.8	402	▲2.2	▲18.0	▲38.3	▲36.5	14.7	13.2
12月	9.0	5.7	19.0	1.2	22.3	390	▲2.8	▲21.3	▲25.8	▲5.7	17.8	15.9
2009年												
1月				1.0		391	▲17.5	▲43.1	▲48.7	▲32.7	18.7	18.6
2月		(3.8)	(15.2)	▲1.6	(26.5)	48	▲25.7	▲24.1	▲13.0	▲15.8	20.5	24.2
3月	6.1	8.3	14.7	▲1.2	30.3	186	▲17.1	▲25.1	▲30.4	▲9.5	25.5	29.8
4月		7.3	14.8	▲1.5	30.5	131	▲22.6	▲23.0	▲33.6	▲20.0	25.9	27.1
5月		8.9	15.2	▲1.4	(32.9)	134	▲22.4	▲25.2	▲32.0	▲17.8	25.7	28.0
6月	7.9	10.7	15.0	▲1.7	35.3	83	▲21.4	▲13.2	▲3.8	▲6.8	28.5	31.9
7月		10.8	15.2	▲1.8	(32.9)	106	▲23.0	▲14.9	▲21.4	▲35.7	28.4	38.6
8月		12.3	15.4	▲1.2	(33.0)	157	▲23.4	▲17.0	▲2.05	7.0	28.5	31.6
9月	8.9	13.9	15.5	▲0.8	(33.4)	129	▲15.2	▲3.5	10.6	18.9	29.3	31.7
10月		16.1	16.2	▲0.5	(33.1)	240	▲13.8	▲6.4	▲6.2	5.7	29.5	31.7
11月		19.2	15.8	0.6	(32.1)	191	▲1.2	26.7	10.0	32.0	29.6	34.8
12月	10.7	18.5	17.5	1.9	(30.5)	184	17.7	55.9	9.7	-44.6	27.6	31.7
2010年												
1月				1.5		142	21.0	85.6	24.7	7.8	26.0	29.3
2月		(20.7)	(17.9)	2.6	(26.6)	76	45.7	44.7	2.5	1.1	25.5	27.2
3月	11.9	18.1	18.0	2.4	26.3	▲72	24.2	66.4	28.1	12.1	22.5	21.8
4月		17.8	18.5	2.8	25.4	17	30.4	50.1	21.3	24.7	21.5	22.0
5月		16.5	18.7	3.1	25.4	195	48.4	48.9	29.3	27.5	21.0	21.5

- 注：1. ①「実質 GDP 増加率」は前年同期（四半期）比、その他の増加率はいずれも前年同月比である。  
 2. 中国では、旧正月休みは年によって月が変わるため、1月と2月の前年同月比は比較できない場合があるので注意されたい。また、( )内の数字は1月から当該月までの合計の前年同期に対する増加率を示している。  
 3. ③「消費財小売総額」は中国における「社会消費財小売総額」、④「消費者物価指数」は「住民消費価格指数」に対応している。⑤「都市固定資産投資」は全国総投資額の86%（2007年）を占めている。⑥—⑧はいずれもモノの貿易である。⑨と⑩は実施ベースである。

出所：①—⑤は国家统计局統計、⑥⑦⑧は海関統計、⑨⑩は商務部統計、⑪⑫は中国人民銀行統計による。